

教育委員会定例会日程

平成29年9月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例施行規則の改正について (資料1 教育指導課)

5 議事

日程第1

議案第25号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則に
ついて (教育総務課)

6 その他

7 閉 会

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成27年小田原市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例第3条第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。） <u>（当該教育認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、同項第2号の規定による特別利用保育、法第30条第1項第2号の規定による特別利用地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を受けた場合を含む。）及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）であって法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けたもの</u> 別表第1に定める額</p> <p>(2) 満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの <u>（当該満3歳以上保育認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第3号の規定による特定利用</u></p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例第3条第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第4条第1項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）<u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、同項第2号の規定による特別利用保育、法第30条第1項第2号の規定による特別利用地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を受けた場合を含む。）及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合に限る。）</u> 別表第1に定める額</p> <p>(2) 満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもの<u>に係る利用者が負担すべき費用の額（当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第3号</u></p>

地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を受けた場合を含み、法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合を除く。) 別表第2に定める額

(3) 特定満3歳以上保育認定子ども(政令第4条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)及び満3歳未満保育認定子ども(同項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)(当該特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第1号の規定による特定地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を受けた場合を含む。)

別表第3に定める額

2・3 (略)

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第5条 特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等(同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。)に関する条例第3条第1号及び第2号の規則で定める額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の

の規定による特定利用地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を利用した場合を含み、法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を受けた場合を除く。) 別表第2に定める額

(3) 特定満3歳以上保育認定子ども(政令第4条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)及び満3歳未満保育認定子ども(同項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る利用者が負担すべき費用の額

(当該支給認定子どもが、法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育、法第30条第1項第1号の規定による特定地域型保育及び同項第4号の規定による特例保育を利用した場合を含む。) 別表第3に定める額

2・3 (略)

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第5条 特定被監護者等(政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育等(同項に規定する特定教育・保育等をいう。以下同じ。)に関する条例第3条第1号及び第2号の規則で定める額は、当該特定教育・保育等に係る市町村民税所得割合算額(支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育等のあった月の属する年度(特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下単に「所得割」という。）の額を合算した額をいう。以下同じ。）が77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども

当該特定教育・保育等に関して第3条の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（同条第1項第1号に規定する支給認定子どもであつて別表第1Bの項に該当する世帯に属するもの（法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育を受けた場合を除く。）、第3条第1項第2号に規定する支給認定子どもであつて別表第2Bの項に該当する世帯に属するもの（法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育を受けた場合を除く。）及び第3条第1項第3号に規定する支給認定子どもであつて別表第3Bの項に該当する世帯に属するもの（法第28条第1項第1号の規定による特定教育・保育を受けた場合及び法第30条第1項第1号の規定による特定地域型保育を受けた場合を除く。）にあつては、0円）

ア・イ （略）

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下単に「所得割」という。）の額を合算した額をいう。以下同じ。）が77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども

当該特定教育・保育等に関して第3条の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア・イ （略）

(2) (略)	(2) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)

改 正 後

別表第1 (第3条関係)

教育認定子ども及び特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額

利用者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)
階層 区分	定義		
(略)			
C1	A階層を除き、 市町村民税所得 割合算額の区分 が次の区分に該 当する世帯	77, 101円未満	<u>14, 100</u>
(略)		(略)	

備考

- (略)
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合におけるこの表の適用については、同表中

「

3, 000
<u>14, 100</u>

」 とあるのは、 「

0
<u>3, 000</u>

」 とする。

別表第2 (第3条関係)

満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77, 101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

「

2,000	1,900
6,400	6,300
8,500	8,400
10,000	9,800
11,500	11,300
14,000	13,800
16,000	15,700

とあるのは、

0	0
3,200	3,100
4,200	4,200
5,000	4,900
5,700	5,600
<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
<u>6,000</u>	<u>6,000</u>

とする。

別表第3 (第3条関係)

特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額
(略)

備考

- 1 (略)
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

3,000	2,900
9,300	9,100
11,400	11,200
13,000	12,800
16,000	15,700
18,500	18,200
21,500	21,100

とあるのは、

0	0
4,600	4,500
5,700	5,600 ⁵

6, 500	6, 400
8, 000	7, 800
<u>9, 000</u>	<u>9, 000</u>
<u>9, 000</u>	<u>9, 000</u>

とする。

改正前

別表第1（第3条関係）

教育認定子ども及び特別利用教育を受けた満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額

利用者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
(略)		
C1	A階層を除き、 市町村民税所得 割合算額の区分 が次の区分に該 当する世帯	77, 101円未満 (略)
		<u>16, 100</u>

備考

- (略)
- 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合におけるこの表の適用については、同表中

「

3, 000
<u>16, 100</u>

」

とあるのは、

「

0
<u>7, 500</u>

」

とする。

別表第2（第3条関係）

満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のものに係る利用者負担額

(略)

備考

- 1・2 (略)
- 3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等の

あった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

2,000	1,900
6,400	6,300
8,500	8,400
10,000	9,800
11,500	11,300
14,000	13,800
16,000	15,700

とあるのは、

0	0
3,200	3,100
4,200	4,200
5,000	4,900
5,700	5,600
<u>7,000</u>	<u>6,900</u>
<u>8,000</u>	<u>7,800</u>

とする。

別表第3（第3条関係）

特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額
（略）

備考

- 1 （略）
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合（市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に該当する場合に限る。）におけるこの表の適用については、同表中

3,000	2,900
9,300	9,100
11,400	11,200
13,000	12,800
16,000	15,700
18,500	18,200

とあるのは、

21,500	21,100	とする。
0	0	
4,600	4,500	
5,700	5,600	
6,500	6,400	
8,000	7,800	
<u>9,200</u>	<u>9,100</u>	
<u>10,700</u>	<u>10,500</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成29年4月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年3月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 25 号

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 29 年 9 月 25 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同項第17号中「廃止」を「指定の解除」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「の委嘱」を「その他の委員の任免、委嘱及び解嘱」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 告示、公告その他の公示に関すること。

第2条第1項に次の5号を加える。

(21) 学校その他の教育機関の施設の使用許可等に関すること。

(22) 小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公文書の公開に関すること。

(23) 小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）に基づく個人情報の開示等及び個人情報の適正な取扱いに関すること。

(24) 各種団体の行事の後援に関すること。

(25) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上教育委員会の権限として留保する必要がある事務に関すること。

第3条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、「事項」の次に「（次条第1項の規定により教育長が専決する事項を除く。）」を加える。

本則に次の1条を加える。

（教育長の専決）

第4条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。

(1) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(2) 県費負担教職員（市立小学校及び中学校の校長及び教頭を除く。）の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。

(3) 教育委員会事務局職員（小田原市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年小

田原市公平委員会規則第1号)別表に定める管理職員等(人事、給与、服務又は法規審査を担当する係長を除く。)を除く。)及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員及び市立幼稚園の園長を除く。)の任免、分限及び懲戒に関すること。

(4) 附属機関の委員以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

(5) 学校その他の教育機関の施設の工事(見積価額が1件につき7,000万円以下のものに限る。)の計画の策定に関すること。

(6) 第2条第1項第3号及び第21号から第25号までに掲げる事項

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、当該専決に係る事項が特に重要と認めたとき又は教育委員会において必要と認めたときは、速やかに、教育委員会にその概要を報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

議案第25号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

教育委員会の権限に属する事務のうち、事務の性質上教育委員会の権限として留保する必要のある事務について教育長に委任する事務から除くとともに、教育長の専決についての規定を整備する等のため改正する。

[内 容]

1 教育長に委任する事務から除く事務の追加（第2条関係）

- (1) 告示、公告その他の公示に関すること。（第3号）
- (2) 学校その他教育機関の施設の使用許可等に関すること。（第21号）
- (3) 小田原市情報公開条例に基づく公文書の公開に関すること。（第22号）
- (4) 小田原市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等及び個人情報の適正な取扱いに関すること。（第23号）
- (5) 各種団体の行事の後援に関すること。（第24号）
- (6) その他事務の性質上教育委員会の権限として留保する必要がある事務に関すること。（第25号）

2 教育長の専決に関する規定の整備（第4条の追加）

- (1) 次に掲げる事務については、教育長が専決できることとする。ただし、重要若しくは異例に属するもの又は教育委員会から要求があったときは、この限りではないこととする。（第1項）
 - ア 教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。
 - イ 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。
 - ウ 教育委員会事務局の管理職及び市立幼稚園の園長を除く職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
 - エ 附属機関の委員以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。
 - オ 見積価額が1件70,000,000円以下の学校その他の教育機関の施設

の工事の計画の策定に関すること。

カ 第2条第21号から第25号に掲げる事項。

(2) 教育長が専決した場合において、特に重要と認めたとき又は教育委員会が必要と認めたときは、教育委員会に概要を報告しなければならないこととする。(第2項)

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

平成29年10月1日

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）
 (抄)

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 告示、公告その他の公示に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11) 附属機関の委員その他の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10) 附属機関の委員の委嘱に関すること。</u></p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p>

(18) 文化財の指定及び指定の解除に関すること。

(19) (略)

(20) (略)

(21) 学校その他の教育機関の施設の使用許可等に関すること。

(22) 小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公文書の公開に関すること。

(23) 小田原市個人情報保護条例（平成16年小田原市条例第25号）に基づく個人情報の開示等及び個人情報の適正な取扱いに関すること。

(24) 各種団体の行事の後援に関すること。

(25) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上教育委員会の権限として留保する必要がある事務に関すること。

2 (略)

(事務の臨時代理)

第3条 前条第1項各号に掲げる事項（次条第1項の規定により教育長が専決する事項を除く。）について緊急その他やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

2 (略)

(教育長の専決)

(17) 文化財の指定及び廃止に関すること。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(事務の臨時代理)

第3条 前条各号に掲げる事項について緊急その他やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

2 (略)

第4条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。

(1) 教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(2) 県費負担教職員（市立小学校及び中学校の校長及び教頭を除く。）の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。

(3) 教育委員会事務局職員（小田原市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年小田原市公平委員会規則第1号）別表に定める管理職員等（人事、給与、服務又は法規審査を担当する係長を除く。）を除く。）及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員及び市立幼稚園の園長を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。

(4) 附属機関の委員以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

(5) 学校その他の教育機関の施設の工事（見積価額が1件につき7,000万円以下のものに限る。）の計画の策定に関すること。

(6) 第2条第1項第3号及び第21号から第25号までに掲げる事項

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、当該専決に係る事項が特に重要と認めるとき又は教育委員会において必要と認めるときは、速やかに、教育委員会にその概要を報告しなければならない。

○小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づく委任その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本的な方針を定めること。
- (2) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件についての意見を申し出ること。
- (5) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導の基本方針に関すること。
- (6) 重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (7) 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒その他の進退について内申すること。
- (8) 県費負担教職員の服務及び監督の一般方針を定めること。
- (9) 教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (10) 附属機関の委員の委嘱に関すること。
- (11) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (12) 学校その他の教育機関の管理及び運営の基本方針の策定に関すること。
- (13) 学校その他の教育機関の施設の工事の計画の策定に関すること。
- (14) 通学区域の設定又は変更に関すること。
- (15) 小田原市立の小学校及び中学校の教科用図書の採択に関すること。
- (16) 学校運営協議会を設置する学校の指定及び学校運営協議会の委員の任免に関すること。
- (17) 文化財の指定及び廃止に関すること。
- (18) 不服申立て及び訴訟に関すること。
- (19) 請願及び陳情に関すること。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち重要なものについては、直近の教育委員会

会議において報告しなければならない。

(事務の臨時代理)

第3条 前条各号に掲げる事項について緊急その他やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、直近の教育委員会会議において報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日教委規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定は適用せず、第5条の規定による改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

○小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく委任及び専決その他事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号。以下「職名規則」という。）別表第1に規定する部長をいう。
- (2) 副部長 職名規則別表第2に規定する副部長をいう。
- (3) 管理監 職名規則別表第2に規定する管理監をいう。
- (4) 課長 職名規則別表第1に規定する課長及び職名規則別表第2に規定する担当課長をいう。
- (5) 校長 小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号。以下「学校組織規則」という。）第2条（学校組織規則第12条において準用する場合を含む。）に規定する校長をいう。
- (6) 教頭 学校組織規則第2条に規定する教頭をいう。
- (7) 指導主事 職名規則別表第2に規定する指導主事をいう。
- (8) 副課長 職名規則別表第2に規定する副課長及び担当副課長をいう。
- (9) 園長 学校組織規則第13条第1項に規定する園長をいう。
- (10) 専門監 職名規則別表第2に規定する専門監をいう。
- (11) 係長 職名規則別表第1に規定する係長をいう。
- (12) 副園長 学校組織規則第13条第1項に規定する副園長をいう。

(付議事項)

第3条 次に掲げる事項は、教育委員会会議に付さなければならない。

- (1) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理、廃止及び位置の変更に係る基本的事項に関すること。
- (2) 教育長並びに部長、副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (3) 校長（園長を除く。）及び教頭の任免その他の進退についての内申に関すること。

- (4) 教育機関の長たる嘱託員及び附属機関の委員の委嘱及び解嘱に関すること。
- (5) 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導の基本方針に関すること。
- (6) 教科書の採択に関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備の基本方針に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の基本方針に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生及び福利の基本方針に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生の基本方針に関すること。
- (11) 学校給食の基本方針に関すること。
- (12) 生涯学習の基本方針に関すること。
- (13) 市文化財の指定及び廃止に関すること。
- (14) 教育予算その他議会の議決を経るべき事案についての市長に対する意見の申出に関すること。
- (15) 教育委員会規則の制定改廃に関すること。
- (16) 小学校、中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (17) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (18) 請願に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、特に重要な事項に関すること。

(事務の臨時代理)

第4条 前条各号に掲げる事項について急施その他やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、教育長がその事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により事務を臨時に代理したときは、直近の教育委員会会議において報告しなければならない。

(教育長の専決)

第5条 教育長は、前2条に規定するものを除き、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育長並びに部長、副部長、管理監、課長、指導主事、副課長、専門監、係長、社会教育主事、園長及び副園長を除く教育委員会職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- (2) 校長及び教頭を除く県費負担教職員の任免その他の進退についての内申に関すること。
- (3) 附属機関以外の委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。
- (4) 重要な諮問、通知、申請、照会、回答、依頼、協議、報告、進達等に関すること。

(5) 告示、公告、訓令及び指令に関すること。

2 教育長は、前項の規定により事務を専決した場合において必要と認めるときは、直近の教育委員会会議において報告しなければならない。

(委任)

第6条 前3条に定める事項以外の事項は、教育長に委任する。

(異例事態の処理)

第7条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、これを教育委員会会議に付することができる。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。